第一条のうち、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号様式の改正規定のうち記載上の注意⑮に係る部分を次のように改める。

⑯　信託財産の基本的性格

a　信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該信託財産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。

b　信託財産が、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（第六号の五様式「記載上の注意」(1)fに規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの（信託にあっては受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。）をいう。㉒において同じ。）への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

第一条のうち、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号様式の改正規定のうち記載上の注意㉓に係る部分中「流れ等」の次に「（投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。）」を加え、記載上の注意㉓に係る部分を次のように改める。

㉓　信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項

a　当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、有価証券届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに信託財産を構成する債権の残高及びその総資産額に対する割合を記載すること。また、当該債権が貸付債権である場合において、当該債権に取立不能、期限の利益の喪失等の事由が生じた場合に、原保有者その他の者が当該債権を買戻し、他の債権との交換その他の方法により取得する義務を負うこととなっているときは、その内容を記載すること。

b　当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。

c　当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記a及びbに準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。

d　信託財産を構成する資産の内容を分かりやすく記載するため、aからcまでに掲げる資産を併せて記載することが必要な場合には、第四号様式の「第二部　ファンド情報」の「5　運用状況」の「(2)　投資資産」の「③　その他投資資産の主要なもの」に準じて記載すること。

e　信託財産について、一定の要件を満たすものに限定している場合には、信託財産の類型ごと（信託財産が債権であって基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごと）に当該要件の内容を記載すること。

f　信託財産を構成する資産につき回収したものに係る処理の方法（他の資産に再投資する場合には当該投資の対象及び時期等、受益権者に償還若しくは配当する場合又は償還基金若しくは配当基金に積立てる場合には、その時期及び金額の計算方法等）を記載すること。

第一条のうち、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の六の二様式の次に四様式を加える改正規定のうち第六号の九様式に係る部分中「13【その他】(2)」を「13【振替機関に関する事項】14【その他】(2)」に改める。

第二条のうち、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）第九条の三第一項第九号の改正規定中「当該株券」を「当該株券等」を「当該株券等と」に改める。

第三条のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第百五条第一号への改正規定中「「及び」を「「又は」に改め、同令第百三十五条の改正規定中「第百三十五条」の下に「中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次」を加え、同令第百五十四条第一項第二号の改正規定中「第二十一号」を「第二十三号」を「第二十五号」に改め、同令第二百六十八条の表第三号の項の改正規定中「事項」を「「不動産等を特定するために必要な事項」に改める。

第四条のうち、投資信託財産の計算に関する規則第五十八条第一項の改正規定を次のように改める。

第五十八条第一項中第二十七号を第二十九号とし、第二十四号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二十三号中「不動産特定共同事業をいう」の下に「。次条第一項第二十一号において同じ」を加え、「同条第五項」を「同法第二条第五項」に改め、「不動産特定共同事業者をいう」の下に「。同号において同じ」を加え、同号を同項第二十五号とし、同項第二十二号中「宅地建物取引業をいう」の下に「。次条第一項第二十号において同じ」を加え、「同条第三号」を「同法第二条第三号」に改め、「宅地建物取引業者をいう」の下に「。同項第二十号において同じ」を加え、同号を同項第二十四号とし、同項中第十八号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十七号中「投資証券」の下に「若しくは新投資口予約権証券（法第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。）」を加え、同号を同項第十九号とし、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第十五号イ中「ハ及びニにおいて」を「以下」に改め、同号ハ中「及ぼす事項をいう」の下に「。次条第一項第十六号ハにおいて同じ」を加え、同号ニ中「重要な事項」の下に「。次条第一項第十六号ニにおいて同じ。」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第十四号ロ中「次号ロ」の下に「並びに次条第一項第十五号ロ及び第十六号ロ」を加え、同号ハ中「定める事項をいう」の下に「。次条第一項第十五号ハにおいて同じ」を加え、同号ニ中「重要な事項」の下に「。次条第一項第十五号ニにおいて同じ。」を加え、同号を同項第十六号とし、同項第九号から同項第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号ロ中「こう」の下に「。次条第一項第九号ロにおいて同じ」を加え、同号ハ中「以下ハ」の下に「及び次条第一項第九号ハ」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第四号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第五号イ及び第十二号」を「第七号イ及び第十四号」に改め、「第五項」の下に「並びに次条第一項」を加え、同号を同項第五号とし、同項第二号中「含む」の下に「。次条第一項第三号において同じ」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　当該投資信託財産の計算期間中における投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬等並びに当該投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらを対価とする役務の内容

第五十八条第一項中第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　当該投資信託の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）

第四条のうち、投資信託財産の計算に関する規則第五十八条第二項の改正規定中「第十七号」を「第十九号」を「第二十一号」に改め、同条第三項の改正規定中「同項第十五号」を「同項第十七号」に、「同項第十七号」を「同項第十九号」を「同項第十七号」に、「同項第十九号」を「同項第二十一号」に改め、同条第四項及び第五項の改正規定中「第一項第十七号」を「第一項第十九号」を「第一項第十九号」を「第一項第二十一号」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第五十八条の二第一項中第二十三号を第二十五号とし、第十五号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の二号を加える。

十五　再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項

イ　当該再生可能エネルギー発電設備の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項